

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。  
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020408001	2年 4月8日	2年 5月25日	2年 6月24日	コロナに関連する在宅ワークについて	個別信用購入あっせん事業に従事するものだが、コロナで在宅ワークを言っても紙を利用することが法定されたり信用情報を在宅から見れなかったり在宅ワークどころではない。 割版法は催告書、契約書は紙で、信用情報は在宅で見れない。緊急時の書面交付義務の代替手段や信用情報に対する安全管理措置要件を緩和するようしてほしい。	都や国が在宅ワークを推進してほしいと言いつつ、経産省が事業を安定的に継続するようクレジット協会に要請するが、前述の理由、紙や安全管理措置のハードルから緊急事態宣言の発出している審査や督促で出動する従業員が大勢いる。これは一経営者が解決できる話ではない。すみやかに書面交付義務や紙での催告書、支払可能見込額調査に必要な信用情報への在宅からのアクセスの緩和をお願いしたい。	個人	経済産業省	割版販売法	現行制度で対応不可	書面の交付については、割版販売法において、電磁的方法が認められております。他方、契約解除等の催告に係る書面については、IT書面一括法の制定時に、契約の相手方への警告機能が特に重視される規定として、電子化を認めないこととされております。なお、今般の割版販売法改正により包括信用購入あっせん業者の書面交付については、原則、書面から電子メールに変更するとともに、契約解除等の催告について消費者の同意があれば電子メールでも可能とする予定です。 また、指定信用情報機関へのアクセスについては、個人情報保護法に基づき、要保護性の高い個人情報情報の取り扱いに際して、情報漏えいや目的外利用を防止するための措置を講じることが求められております。「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」においても、個別信用購入あっせん業者には、安全管理措置の実施が求められております。このように個人情報保護の観点から、直ちに在宅勤務による取り扱いを認めることは困難と考えます。		
020427001	2年 4月27日	2年 5月25日	2年 8月26日	新型コロナウイルス感染症防止を妨げる電子署名法改正提言	電子署名法(平成12年法律第102号)は、2000年の立法から20年が経過したにもかかわらず、主流となった「クラウド型電子契約」に未対応である。従来から問題点は指摘されていた。 しかし、法律の不備により、新型コロナウイルス感染症拡大という緊急状況下において、企業が、書面から「電子契約」に迅速、大胆に移行することを著しく妨げている。法律の不備は、当会の組織内弁護士らをして、緊急事態宣言下において、「ハンコのための出社」を余儀なくする制度的欠陥として、この瞬間も問題が顕在化・拡大している。 日本政府においては、電子署名法の問題点を取り上げ、調査の上、早急に法改正を含む必要な措置を講じられたい。	日本組織内弁護士としては、2020年4月27日付「新型コロナウイルス感染症防止を妨げる電子署名法の改正に関する提言」の提出を希望しております(ハワーポイントファイルのためこちらに添付できておりません)。 1,800名を超える企業・組織の法務部門の第一線で働く組織内弁護士の会員を擁する日本組織内弁護士協会としては立法事実の収集、専門的知見の提供、「ハンコのために出社」といった現場の声など必要な協力を行えると考えております。 問題点(1/3):電子署名法第3条にいう「本人による電子署名」がリモート署名(クラウド型電子契約)をカバーしていないと解釈されている不備、および「電子署名」の定義自体に弊害の恐れがある不備 問題点(2/3):電子署名法による推定効の対象は、法人の代表者や役職者等による電磁的記録を対象としていない不備 問題点(3/3):法人の実印を代用できる電子署名は、事実上法務省(法務局)発行の商業登記電子証明書による電子署名に限定されている不備 ご連絡:詳細については、もしメールご連絡をいただけましたら、提言書を事務局に電子メールで改めて提出いたします。また、本来であれば明日28日の会議前まで(27日まで)に直接ご面談を得て提出したかったため、別ルートで内容と同じ連絡が相前後いたしましたら、当方の不手際であり、ご容赦いただければ幸いです。	日本組織内弁護士協会	総務省 法務省 経済産業省	電子署名法 第2条第1項 第3条	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。		
020513001	2年 5月13日	2年 6月9日	2年 8月26日	「電子署名法の改正」に関する意見	[意見書全文はこちらをご参照ください。 https://holmes.my.salesforce.com/sfc/p/#?F000002ad7F/a/7F000000968/rs9n5_y5d0WytTEUJ5b0nQW3T28ye770bk_uQZJJA.PDFファイルを送付させていただきますたく存じますので、お手数ですがご担当者様より、下記のメールアドレスまでご連絡をいただけますと幸いです]  電子署名法3条について、利用者の利便性を阻害しない合理的な要件のもと、クラウド型電子署名サービスに同様に定める推定効が及ぶよう、利用者本位で現行の電子署名法を速やかに改正すること。  電子署名法3条について、利用者の利便性を阻害しない合理的な要件のもと、クラウド型電子署名サービスに電子署名法3条に定める推定効が及ぶよう、利用者本位で現行の電子署名法を速やかに改正することが、「電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する」という電子署名法の目的に資すると考える。	*新型コロナウイルスの拡大防止の緊急事態宣言が発令されたことを契機に、社員の命を守る必要性から、以前にも増してクラウド型電子署名サービスの導入検討が多くの企業で進んでいる。 ・しかし、電子署名法上の推定効が及ばないことを理由に、クラウド型電子署名サービスの導入を躊躇する企業も多く、多数の社員が契約書の押印・送付のために出社を余儀なくされている。 ・弊社が独自に実施した自社調査結果(※)によると、テレワーク時にやむを得ず出社した最も多い理由が、契約書の押印・送付のため。さらに、出社時と比べてテレワーク時に不備と認めた主な契約業務としても、契約書の押印が挙げられており、企業の生産性の低下につながっていることがわかった。 (※)Holmes (2020)「テレワーク時の契約業務に関する実態調査」 https://www.holmescloud.com/news/press-release/2535/ ・以上を踏まえ、利用者の利便性を阻害しない合理的な要件のもと、クラウド型電子署名サービスに電子署名法3条に定める推定効が及ぶよう、利用者本位で現行の電子署名法を速やかに改正することが、「電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する」という電子署名法の目的に資すると考える。	株式会社 Holmes	総務省 法務省 経済産業省	電子署名法 第3条	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020622002	2年 6月22日	2年 8月6日	2年 9月25日	ガス供給事業者の規制緩和	・新たな給湯器等のガス器具設置時の、ガス供給口改良工事の自由化。 ・ガス供給会社から購入・設置していた給湯器が壊れ、給湯器の入れ替えを行った。 ・給湯器は、ガス供給会社から購入する方法と、量販店から購入する方法と大別2通りであるが、同一の給湯器入れ替えで量販店は安価であり金額に大差がある。 ・ガス供給会社のガス管については、ガス工事が資格者であっても、簡易な改造工事さえ出来ない。 例えば、給湯器の受け入れロガス管の大きさが30ミリ径であり、ガス供給会社のガス管が20ミリ径である場合、簡易に30ミリ径のアダプターを付ければよいが、ガス供給会社でなければできない。 そのため、購入者である国民は、ガス供給会社に「アダプター取り付け工事」として1万数千円の負担が生じる。 このような場合に、ガス工事が資格者であれば、ガス供給会社に連絡を取り工事可能となれば、「アダプター取り付け工事」給湯器入れ替え工事と合わせ行うことが出来る。そのうえ、購入者の国民は工事費用の1万数千円は不要となるうえ、ガス供給会社の工事は不要となる。 上記のように、ガス工事が資格者が行う簡便な工事さえ、現行法制下では出来ないことがあり、これが無用な国民負担の工事・工事代金支出となっている。 ゆえに、これら解消すべき規制の緩和が必要かつ急務である。	個人	経済産業省	都市ガスにおいては、ガス栓までのガス工作物について、ガス事業法第61条に基づき、一般ガス導管事業者に技術基準適合義務が課せられ、ガス事業法第65条に基づき、国家資格であるガス主任技術者が工事、維持の責任を有しております。実際のガス工事に際しては、一般ガス導管事業者（当該事業者から委託を受けた工事業会社（指定工事店）を含む）又は簡易内管施工登録店が施工することが既述供給約款において定められております。工事を施工するに当たっての法令上の資格はありませんが、業界資格は多数あり、各一般ガス導管事業者が示す指定要件、登録要件を満たしていれば、指定工事店又は簡易内管施工登録店になることは可能です。簡易内管施工登録店であれば、ガスメーターから下流の簡易な工事に限定されますが、ガス事業者を介さず、直接、自由に需要家と工事の請負が可能となります。	ガス事業法 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	現行制度で対応可能	都市ガスにおいては、一般ガス導管事業者の登録を受けることで、ガスメーターから下流の簡易な工事であれば自由に工事は可能とされます。登録に当たっては、一般ガス導管事業者へお問合せください。 プロバノガスについては、ガスメーターから下流においては有資格者であれば自由に工事可能となります。		
020705002	2年 7月05日	2年 8月6日	2年 9月25日	レジ袋有料化の見直し	新製コロナウイルス対策として、諸外国ではレジ袋無料化を実施している。一方、日本においては東京都の第二波到来に合わせるかのよう、有料化を実施した。衛生面が懸念される買い物袋を利用促進することにより、物流関係者や販売員への健康被害が懸念される。このため、一律のレジ袋有料化を廃止する。ただし、店のスタイルにより有料化を継続することは、否定しないこととする。	個人	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 環境省	令和元年6月に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の一つとしてリデュース等の機能が位置づけられ、その取組の一環としてレジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）を行うことで消費者のライフスタイル変革を促すことを目指す旨が記載されました。その実現のため、小売業に属する事業者を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）において、プラスチック製の買物袋の排出の抑制の促進するための事業者の取組として、プラスチック製買物袋を有償で提供することを規定する等の措置を講じました。	小売業に属する事業者を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第1号）	その他	プラスチックは、非常に便利な素材である一方、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの課題もあります。今回のプラスチック製買物袋の有料化をすることで、普段何気なくもっているレジ袋について、それが本当に必要なかを考えていただき、ライフスタイルを見直すきっかけにすることを目的としております。 ご指摘の衛生面の御懸念については、小売業関係の業界団体が策定した「小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」において、不特定多数の方による接触を回避するべく、顧客に対し、マイバッグへの袋詰めは顧客自身で実施することや、買物への外出時や帰宅時にマイバッグの洗浄や消毒をすることについて協力を呼び掛けることとされております。また、政府としては、消費者の皆様へ「お買物エチケット」ご協力をお願いとして、マイバッグへの袋詰めは自分で行っていただくことや、使用前後で洗浄・消毒をお願いしているところ です。		
020827007	2年 8月27日	2年 10月6日	2年 10月27日	完全オンライン型株主総会の認可	株主総会において会場の設定を行わないことも許容するとともに、こうした完全オンライン（バーチャルオンライン）型株主総会の弊害に対する手当てを含め、完全オンライン型株主総会の制度の一般化を進める。具体的には、会社法第298条第1項第1号の株主総会の「場所」を設置する旨の規定を改正するか、解釈を変更するとともに、完全オンライン型株主総会を決議取消事由に該当しないように運営するためのガイドラインの策定を経済産業省や法務省において検討いただきたい。一般社団法人・財団法人や公益社団・財団法人等の総会においても同様のニーズがあり、リアルな会場の設置しない取り扱いを認めるべく検討を進めるべきである。	日本IT団体連盟	法務省 経済産業省	株式会社、株主総会の招集に際しては、株主総会の場所を定めなければならないこととされています（会社法第298条第1項第1号）。同号の場所とは、一般に、議決権を有する株主が株主総会に出席するために入場することができる場所を意味するものと解釈されており、実際に開催する株主総会の場所が、バーチャル空間でのみ行う方式での株主総会、いわゆる「バーチャルオンライン」型の株主総会を許容することができるとはどうかについては、解釈上難しい面があると考えられます。 ②また、一般社団法人における社員総会及び一般財団法人における評議員会の招集についても同様に、それらの招集に際しては場所を定めなければならないこととされており（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条第1項第1号、第181条第1項第1号）、いわゆる「バーチャルオンライン」型の社員総会等を許容することができるとはどうかについては、解釈上難しい面があると考えられます。	①会社法第298条 第1項第1号 ②一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第38条 第1項第1号、第181条第1項第1号	①検討に着手 ②検討を予定	①株主総会プロセスにおける電子手段の更なる活用の在り方など新たな株主総会の在り方について、関係省庁で連携して検討を行っているところであり、バーチャルオンライン型株主総会についての制度的対応も含め、前向きに取り組んでいきます。2020年8月から検討を開始し、2020年度中に一時的な結論を得る予定です。 ②また、一般社団法人及び一般財団法人については、上記の株主総会に類似した法やそれを受けた取組の状況も踏まえつつ、必要な検討をしていきたいと考えています。		
020827013	2年 8月27日	2年 10月6日	2年 10月27日	産業財産権法関連書類のデジタル化・オンライン化	日本の特許法等の産業財産権関連法は、手続において申請人に対して各種証明書等の提出を求めているところ、当該証明書等は一部の例外を除いて書面により提出をすることが必要となっている。書面による提出のために、印刷・押印・PDF化、郵送等の手で行う業務が必須であり、出動が避けられない状況である。新型コロナウイルス感染症拡大以前においても、当該業務にかかるコスト・配付コストは大きかったところであるが、withコロナにおいてはさらなるこの点が問題となっている。なお、平成29年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究各園における各種証明書等の電子的な取扱いに関する調査研究報告書（平成30年3月）では、各国の電子化対応の形態やユーザーニーズについて詳細にレポートされている。ユーザーニーズ調査結果のまとめによれば、ユーザーによる電子化に対する要望は強く（全体の8割以上）、電子化が実現した際にはすべてのユーザーが利用するとの回答をしている。セキュリティ管理等の課題はあるものの、現実的に対応可能であり、メリットの方が大きいと考えられるユーザーは多数と考える。	日本IT団体連盟	経済産業省	特許庁に対する年間約310万件の申請手続のうち、約290万件は既に電子申請可能となっています。他方、産業財産権関連法に基づき、各種証明書等の書面での提出を求める手続があります。	特許法30条3項、67条の6等	検討に着手	政府全体で行政手続のオンライン化・ワンストップサービスの実現を目指している中で、特許庁も、電子申請可能な手続の拡充を含め、ユーザーの利便性に資するよう、現行制度・システムを不断に見直しています。現在電子化されていない手続についても、年度内に申請手続等デジタル化推進計画を策定し、段階的に実施する予定です。		

## 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020831001	2年 8月31日	2年 10月6日	2年 10月27日		提案事項に係る通達において、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第16条16号ただし書きの「その他正当な事由」に該当する例として、(i)「設備貸与料金を含めた清算額」の支払いと供給設備の撤去は同時に履行するとの契約条項がある場合、並びに(ii)一般消費者等が設備貸与料金を支払いを不当に遅らせている場合が挙げられている部分を削除し、むしろかかる場合は「その他正当な事由」に該当しないことを明記する。	従前より、LPガス販売業界では、販売業者が、無償配管を行ったことを理由に配管の所有権を主張し、顧客(消費者)に対して不当に高額な配管の買取り代金を請求したり、ガスメーター等の設備の撤去を不当に引き延ばしたりする等の行為が問題となっている(平成11年6月25日付公表「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査報告書」)。現在も、依然として多くの販売業者が、顧客から販売業者の変更の申し出を受けると、顧客に対し、LPガス消費設備に係る買取代金、清算金又はその他の名目で不当に高額な請求を行い、また、かかる代金が清算されていないとして、上記通達の記載を理由に自らのガス供給設備を撤去せず、もって販売業者の切替えを阻止している。 しかし、販売業者によるLPガス消費設備に関する請求は認められないというのが近年の確立した裁判例である(東京高判平成30年2月8日、東京高判平成29年9月20日ほか多数)。それにもかかわらず、販売業者は、かかる請求を続けると共に、上記通達の記載を根拠として、自らのLPガス供給設備を顧客宅から撤去せず、販売業者の切替えの阻止を続けている。そのため、LPガス価格は高止まりしている。 上記通達の改正により、顧客のLPガス販売業者の選択の自由の実質的確保が進み、公正競争が促進され、LPガス価格も適正化する。新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、ガス販売業者は、資源エネルギー庁から本年3月19日付及び4月7日付で、ガス料金の支払い猶予等について柔軟な対応を要請されているが、公正な競争を促進してLPガス料金を適正価格にするためにも上記通達の改正は急務である。	日本瓦斯株式会社 経済産業省	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第16条第16号 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第16条第16号 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)の運用及び解釈の基準について	対応不可	規則第16条第16号ただし書きの趣旨としては、新たに顧客を獲得しようとするLPガス販売事業者(新事業者)が旧事業者に対して委任状に基づく切替通知を行い、旧事業者と顧客との間の清算手続きが行われないうまま、一定期間後に、旧事業者が所有する供給設備を一方的に撤去するような事例において、消費者を相手取り訴訟を提起するなど、事業者間競争に消費者を巻き込むという問題への対策、また、秩序ある競争の促進のために定めております。 したがって、上記の趣旨からして、通達に定めている第16条第16号ただし書きの「その他正当な事由」に該当する例の削除および当該例を「その他正当な事由」に該当しないことを明記することは、判例の有無に関わらず、消費者を意図しない訴訟に巻き込む可能性があり、不適切であると考えます。			
020831002	2年 8月31日	2年 10月6日	2年 10月27日	特定商取引法の特定期間継続的役務提供に該当する役務は、語学教室なども含まれるが、昨今はコロナ禍でリアルな教室に通うことができずオンラインで完結する役務の提供も増加しており、紙のみでの書面交付は現実的でない場面がある。書面交付義務を見直し、契約書等のメールやPDF等での送付も認めることとしていただきたい。また電磁的方法により提供するものを書面で交付したとみなすよう、特定商取引法を改正していただきたい。	期待される効果としては、契約前後の書面交付の電子化を認めることにより、役務提供事業者の従業員が書面を印刷し郵送するために出社することを減らすことができるほか、顧客も店舗等に出向くことなく書面の授受が可能となる。また、オンライン契約サービス等の活用などによるいわゆるトランスサービスの活用促進につながるほか、紙の書面を所管するための手間や保管コスト、書面の紛失リスクも防止することができる。 なお、電磁的方法により提供するものを書面を交付したとみなす規定の例としては、割賦販売法において、クレジットカード会社がカード等を利用者に交付するとき等の書面交付義務について、電子メール等の方法が利用可能になるよう、本年の通常国会において法改正がされたところである(第30条、第30条の2の3)。これにより、スマートフォン・パソコン完結型のサービスについては、包括信用購入あっせん業者の取引条件表示・書面交付及び加盟店の情報提供の完全電子化が認められることとなったものである。 この点、規制改革推進会議における書面・押印・対面手続きの見直しにより、行政手続きについては、デジタルガバメントの取組が進められている。民間間の取引においても、デジタル化を阻害する法令・慣行の見直しについて引き続き検討いただきたい。	一般社団法人新経済連盟 消費者庁(合議)経済産業省	特定商取引法の特定期間継続的役務提供(例えば、2か月以上5万円を超える語学教室等)に該当する場合、特定継続的役務提供は、取引の対象である役務提供の内容を事前に確定することが難しいこと、一定期間の継続的な役務提供に対する金銭の支払を約定するものであることから往々にして高額取引となり、前払形態がとられることが多いなど、役務の提供を受ける者にとって不確実性の高いものであることから、その内容、条件、クーリングオフ等の事項に關して十分な情報提供を行い、消費者が適正な情報に基づいた自由な意思決定を確保する必要があるために書面の交付を義務付けて契約内容等の明確化・透明化を図る制度です。	特定商取引法第42条	検討を予定	特定継続的役務提供における書面の交付は、特定継続的役務提供が、取引の対象である役務提供の内容を事前に確定することが難しいこと、一定期間の継続的な役務提供に対する金銭の支払を約定するものであることから往々にして高額取引となり、前払形態がとられることが多いなど、役務の提供を受ける者にとって不確実性の高いものであることから、消費者保護の観点から重要な制度です。高齢者を含む消費者の保護の観点とデジタル化の双方の観点から、適切に検討を進めてまいります。			